

○専修大学学術機関リポジトリ運用内規

平成23年4月1日
制定

(目的)

第1条 この内規は、専修大学（以下「本学」という。）において運用するリポジトリに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「リポジトリ」とは、コンテンツを電子的な形式で恒久的に蓄積し、及び保存し、これをネットワークを通じて学内外に無償で発信するための専修大学学術機関リポジトリのことをいう。

2 この内規において「コンテンツ」とは、本学における教育及び研究の活動により創造された成果並びに本学が所蔵する学術資料のことをいう。

(リポジトリの管理及び運営)

第3条 リポジトリの管理及び運営は、本学の図書館が行うものとする。

(登録の対象となるコンテンツ)

第4条 リポジトリへの登録の対象となるコンテンツは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

(1) 学術上の価値を有するものであり、次のいずれかに該当するものであること。

ア 学術論文（学術雑誌論文、紀要論文、学会発表論文等）

イ 学位論文（博士論文）

ウ 学術資料（学術的な統計資料及び歴史史料、稀覯書等）

エ 研究報告資料（科学研究費補助金等の学内外の研究資金による研究成果の報告書）

オ その他公開可能な学術成果で、図書館委員会が定める基準を満たすもの

(2) 電子的フォーマットで作成されているものであること。

(3) インターネットで配信できるものであること。

(コンテンツの登録の申請)

第5条 リポジトリへのコンテンツの登録を申請することができる者は、次のとおりとする。

(1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある教職員及び大学院生

- (2) 本学の教育研究機関等の刊行物に執筆した者
 - (3) その他図書館長が特に認めた者
- 2 リポジトリへのコンテンツの登録を申請する者（以下「申請者」という。）は、専修大学学術機関リポジトリ登録申請書を図書館長に提出するものとする。
- （コンテンツの登録及びその代行）

第6条 リポジトリへのコンテンツの登録は、申請者が、リポジトリ登録システムを通じて行うものとする。ただし、図書館は、申請者からの依頼によりその登録を代行することができるものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、第4条のコンテンツのうち、紀要等で本学の教育研究機関等が発行したものについては、その著作者が同項の登録を拒否したものを除き、当該教育研究機関等がリポジトリへの登録を代行することができるものとする。

（コンテンツの著作権等及びその利用の許諾）

第7条 リポジトリへのコンテンツの登録において、コンテンツの著作権その他の権利（以下「著作権等」という。）が申請者のみに帰属している場合には、申請者は、図書館に対して著作権等の無償での利用を許諾するものとする。

- 2 リポジトリへのコンテンツの登録において、コンテンツの著作権等が申請者を含めた複数の者に帰属している場合には、申請者は、図書館に対して著作権等の無償での利用を許諾することについて、他の著作権等の権利者から同意を得ていることを証明する文書を提出しなければならないものとする。ただし、図書館は、申請者からの依頼によりその手続を代行することができるものとする。

- 3 リポジトリへのコンテンツの登録において、コンテンツの著作権等が申請者以外に帰属している場合には、申請者は、図書館に対して著作権等の無償での利用を許諾することについて、著作権等の権利者から同意を得ていることを証明する文書を提出しなければならないものとする。ただし、図書館は、申請者からの依頼によりその手続を代行することができるものとする。

- 4 前2項に規定する場合において、著作権等の権利者があらかじめ図書館に対して著作権等の無償での利用を許諾する方針を示している場合には、その同意を得ていることを証明する文書の提出を要しないものとする。

5 第2項及び第3項に該当するコンテンツの登録の申請を行う際に、そのコンテンツの著作権等の所在が明確でない場合は、申請者は、図書館に対してその所在の調査を依頼することができるものとする。

6 コンテンツがリポジトリに登録された後も、著作権等は、図書館に移転されることなく、著作権等の権利者に留保されるものとする。

(コンテンツの登録の拒否)

第8条 図書館は、次に掲げる場合には、第5条第2項の規定による申請があったコンテンツをリポジトリに登録することを拒否することができるものとする。ただし、第3号の規定により登録を拒否する場合には、図書館委員会の承認を得なければならない。

(1) コンテンツの内容が他の者に帰属する著作権等を侵害する場合

(2) コンテンツが犯罪を構成するおそれがある場合

(3) コンテンツの内容が公序良俗に反するものである場合

2 前項の規定により登録を拒否した場合には、図書館長は、申請者に対して、拒否の事由を付してこれを通知するものとする。

3 前項の拒否の事由に不服がある者は、図書館委員会に対して不服申立てをすることができるものとする。

(登録されたコンテンツの運用)

第9条 図書館は、次に掲げる方法によりリポジトリに登録されたコンテンツを運用するものとする。

(1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する方法

(2) 前号の複製物をインターネットで不特定多数の者に無償で発信する方法

(3) 保存並びに利用可能性の維持のための複製及び媒体変換を行う方法

(登録されたコンテンツの利用に係る遵守事項)

第10条 図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツの利用について、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 前条に掲げる運用方法以外の運用方法は、行わないこと。

(2) インターネットでコンテンツを利用する者に対して、著作権法（昭和45年法律第48号）を遵守するよう次の内容を周知させること。

ア コンテンツを利用する場合は、著作権等の権利者の許諾を得なければならないこと。

イ アの規定にかかわらず、私的使用を目的とした複製、引用その他の著作権法第30条から第50条までに定める著作権の制限に係る規定の範囲内の利用は、著作権等の権利者に許諾を得る必要がないこと。

(登録されたコンテンツの削除)

第11条 図書館は、次に掲げる場合には、リポジトリに登録されたコンテンツを削除することができるものとする。

(1) コンテンツを登録している者が、理由を付して削除の申請を行い、これを図書館長が承認した場合

(2) コンテンツの内容が盗用又は剽窃によるものであることが判明したことにより、図書館長が削除を決定した場合

(3) コンテンツの内容が公序良俗に反するものであることが判明したことにより、図書館長が削除を決定した場合

2 前項第3号の規定により登録の削除を決定する場合には、図書館長は、あらかじめ、これを図書館委員会に付議し、その承認を得なければならない。

(運用細則への委任)

第12条 この内規に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、図書館委員会の議を経て、運用細則で定める。

(内規の改廃)

第13条 この内規の改廃は、図書館長が発議し、図書館委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この内規は、平成23年4月1日から施行する。